

教育職員検定による領域の追加について（施行規則第7条第5項第1号）

（1）最低修得単位

＜施行規則第7条第5項第1号＞

追加の定め を受けよう とする領域	所持する免許状	
	専修免許状・一種免許状	二種免許状
視覚障害者 に関する教 育の領域	4 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上を 含む
聴覚障害者 に関する教 育の領域	4 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上を 含む
知的障害者 に関する教 育の領域	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 または 教育課程等に関する科目：1単位以上 心理等に関する科目及び教育課程等 に関する科目の内容を含む科目：1単位 以上 を含む	1 心理等に関する科目及び教育課程等 に関する科目の内容を含む科目：1単位以 上 を含む
肢体不自由 者に関する 教育の領域	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 または 教育課程等に関する科目：1単位以上 心理等に関する科目及び教育課程等 に関する科目の内容を含む科目：1単位 以上 を含む	1 心理等に関する科目及び教育課程等 に関する科目の内容を含む科目：1単位以 上 を含む
病弱者(身体 虚弱者を含 む。)に関す る教育の領 域	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 または 教育課程等に関する科目：1単位以上 心理等に関する科目及び教育課程等 に関する科目の内容を含む科目：1単位 以上 を含む	1 心理等に関する科目及び教育課程等 に関する科目の内容を含む科目：1単位以 上 を含む

※心理等…心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
教育課程等…心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

<単位修得に当たっての留意事項>

- i) 追加しようとする領域が「中心となる領域」として定めた科目を修得すること
- ii) 過去に特別支援学校教諭免許状を取得（領域の追加を含む。）した際に、「免許状に定めることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」（第3欄）として使用した単位を活用することが可能（「中心となる領域」として定めた科目のみ）

この場合、「免許状に定めることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」（第3欄）に掲げる科目が最低修得単位数に不足することとなるときは、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。

- iii) 一種免許状に領域を追加する場合で当該領域の二種免許状を有している場合は、一種免許状必要単位数から、二種免許状必要単位数を差し引いたもの単位数を修得すればよい。

（2）必要な在職年数

以下に記載する教員として1年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することが必要。

※ 特別支援学校の教員としての勤務経験について

- ① 専修免許状または一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合
授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する教員（複数の領域を定めた免許状を上進する場合に必要な在職年数は、当該免許状定められる領域のうちいずれか一つ以上に係るものでよい。）
- ② 二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合
特別支援学校、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校または幼稚園の教員